

令和2年度業務実績及び返還金の 回収状況等について

I. 令和2年度業務実績のポイント（奨学金事業）	
1. 新型コロナウイルス感染症への主な対応状況	1
2. 自己評価の概要	2
3. 貸与奨学金 - 奨学金の的確な貸与	3
4. 貸与奨学金 - 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収	4
5. 貸与奨学金 - 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用	5
6. 給付奨学金 - 奨学金の的確な支給	6
7. 奨学金事業に共通する事項の実施 - 学校との連携強化	7
8. 全体評定及び法人に対する評価概要	8
9. 項目別評価の状況	9
II. 令和2年度返還金の回収状況	
1. 返還金回収状況（1／2）	10
2. 返還金回収状況（2／2）	11
3. 学種別延滞債権数割合	12
4. 延滞年数別債権数及び債権額（1／2）	13
5. 延滞年数別債権数及び債権額（2／2）	14
6. 総貸付金残高に占める3か月以上延滞債権額	15
7. 減額返還者数・返還期限猶予者数	16
8. 年度末返還期限猶予事由別債権額の推移	17

1. 令和2年度業務実績のポイント (奨学金事業)

1-1. 新型コロナウイルス感染症への主な対応状況

家計の急変等により学業継続が困難となった学生への緊急支援

- ・「**学びの継続**」のための『**学生支援緊急給付金**』

アルバイト収入が大幅に減少した学生等に対して、**10万円（非課税世帯の場合20万円）**を支給

- ・**緊急特別無利子貸与型奨学金の創設**

アルバイト収入が大幅に減少した学生等に対して、緊急的に有利子奨学金を実質無利子で貸与（利子を国が補填）

- ・**家計急変世帯への対応**

給付奨学金（家計急変採用）、貸与奨学金（緊急採用・応急採用）による採用

卒業延期や休学する学生等に対する貸与型奨学金の期間延長等

- ・**最高学年でやむを得ず卒業延期となった学生等への支援**

就職の内定取消し等でやむを得ず令和3年度も在学する学生等で、在学学校長から卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金の必要性を認められた場合は、第二種奨学金の貸与期間を最大1年延長

- ・**休学中の学生等への支援**

ボランティア等、学びの複線化を理由に休学する学生等で第二種奨学金の貸与を受けている場合は、休学期間中も最大1年間貸与を継続
第二種奨学金の貸与を受けていない場合は新たに申込みを受付

貸与型奨学金の返還困難者への負担軽減策を拡充

- ・**返還期限猶予制度における対応**

申請書のみの提出で迅速に振替を停止

猶予期間がすでに上限の10年（120か月）に達している者を対象に、**さらに最大12か月延長**

1 奨学金事業 - 自己評価: 【A】

- (1) 貸与奨学金 - 自己評価: 【A】
- (2) 給付奨学金 - 自己評価: 【A】
- (3) 奨学金事業に共通する事項の実施 - 自己評価: 【B】

中期計画における小項目(1)(2)については、計画達成に加え、新型コロナウイルス感染症に対する積極的な支援策に努めたことから自己評価を【A】評定とし、(3)については、所期の目標を達成したことから【B】評定とする。
また、中期計画に記載されている事項以外にも、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の支給を行ったことから、奨学金事業全体の自己評価を【A】評定とする。

《中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績》

■新型コロナウイルス感染症への対応

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の支給

新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に困窮する学生・留学生等を支援するために創設された「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』について、大学等から受け付けた推薦により、学生・留学生等に対する支給を実施した。

支給に際しては、文部科学省と連携のうえ、既存の奨学金制度において構築していたシステムやノウハウ等を活用し、推薦からおおむね2週間以内の送金を行うことによって、経済的な事情により学業の継続に支障をきたしている者に対する迅速な支援を図った。

<支給状況>

(単位: 件)

20万円の支給 (住民税非課税世帯)	10万円の支給 (左記以外)	計
74,309	353,196	427,505



1-3. 貸与奨学金-奨学金の的確な貸与

◎令和2年度計画

- 適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に奨学金を貸与する。

■貸与奨学生の新規採用状況

貸与基準に基づく適切な審査を行い、下表のとおり貸与奨学生を採用した。

(単位：人)

区分	令和2年度	(参考)令和元年度
第一種	193,517	195,428
緊急採用 ※1	759	895
猶予年限特例 ※2	38,326	49,325
第二種	254,215	230,953
応急採用 ※1	2,937	257
緊急特別無利子貸与型奨学金 ※3	2,619	0

※1 生計維持者の失職、破産、事故、病気、死亡等もしくは火災、風水害等の災害により家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合に申し込むことができる貸与型の奨学金。緊急採用が第一種奨学金（無利子）、応急採用が第二種奨学金（有利子）にあたる。

※2 申込時の世帯収入が一定基準以下の第一種奨学生が安心して教育を受けられるよう、卒業後に一定の所得を得るまでの間は返還期限を猶予する制度

※3 令和2年度に応急採用の一部として臨時に実施したものであり、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト収入等の大幅減少により、修学の継続が困難な学生等への緊急特別支援として、第二種奨学金（有利子）制度を活用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子にて貸与する制度

■自己評価 [A]

貸与基準に基づく適切な審査を行い、奨学生を採用した。採用に係る各手続きにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた弾力的な取扱いを行ったほか、緊急特別無利子貸与型奨学金の創設や、貸与期間延長等の対応を行い、真に支援を必要とする者に奨学金を貸与した。

■大学進学予定者に係る採用候補者の決定状況

令和3年度採用候補者については、以下のとおり決定した。

- 第一種奨学金：161,302人
- 第二種奨学金：191,200人

■新型コロナウイルス感染症への対応

- 緊急特別無利子貸与型奨学金を創設
- 卒業延期や休学する学生等に対する貸与型奨学金の期間延長等
 - 第二種奨学金の貸与期間延長（卒業延期）
 - 第二種奨学金の継続貸与（休学）
- 書類提出期限等に係る弾力的な取扱い
 - 申込推薦期限に第3回を設定（通常第2回まで）
 - 進学届提出期限に第4回を設定（通常第3回まで）
 - 返還誓約書提出期限延長 等

1-4. 貸与奨学金-債権の適切な管理及び返還金の確実な回収

◎第4期中期計画／令和2年度計画

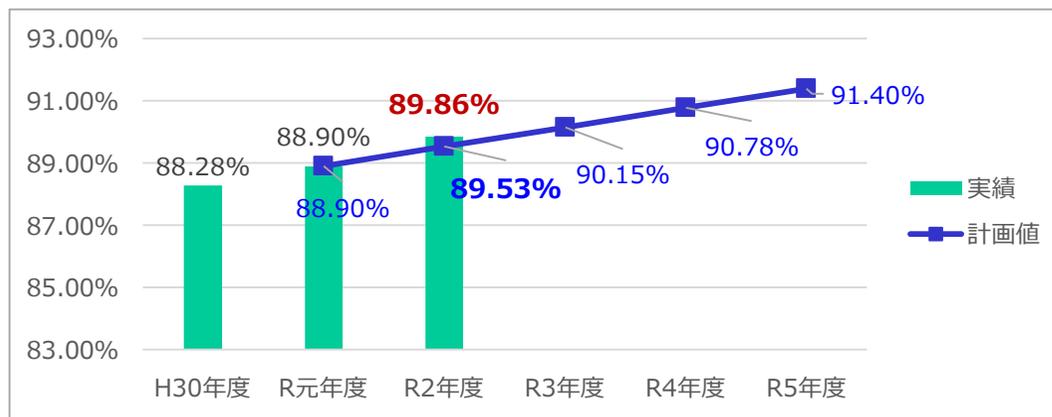
今中期目標期間中の貸与奨学金の当年度分の回収率（当該年度に返還期日が到来するもの）や要返還債権数や要返還債権額に占める3か月以上延滞債権の割合にも留意のうえ、**総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に91.4%以上とする。**

（令和2年度計画値：89.53%以上）

■ 総回収率及び関連指標の計画達成状況

		中期目標	年度計画	年度実績	達成度	評価
評価指標	総回収率	91.4%以上	89.53%以上	89.86%	100.4%	B
関連指標	当年度回収率	97.3%以上	97.11%以上	97.75%	100.7%	B
	3か月以上延滞債権数の割合の改善率	10%以上	4.00%以上 (割合3.42%以下)	19.10% (割合 2.88%)	118.8%	
	3か月以上延滞債権額の割合	3.26%以下	3.34%以下	2.75%	121.5%	

<総回収率の推移>



R2年度評価基準
S：質的に顕著な成果が得られている。
A：100%
B：89.53%以上100%未満
C：71.62%以上89.53%未満
D：71.62%未満

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、数値が悪化することも懸念されたが、令和2年度実績においては、総回収率及び関連指標はすべて計画値を達成した。新型コロナウイルス感染症の影響については、令和3年度以降も引き続き注視していく必要がある。

■ 自己評価総回収率【B】 関連指標【B】

返還金の確実な回収の取組や返還が困難な者に対する返還期限猶予制度の周知等により年度計画値を達成した。

1-5. 貸与奨学金-減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用

◎令和2年度計画

減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行い、延滞防止につなげるとともに、適切な制度運用を図る。

■ 減額返還の承認件数

(単位：件)

区分	令和2年度	(参考)令和元年度
1/2返還	11,607	11,489
1/3返還	22,217	19,413
合計	33,824	30,902

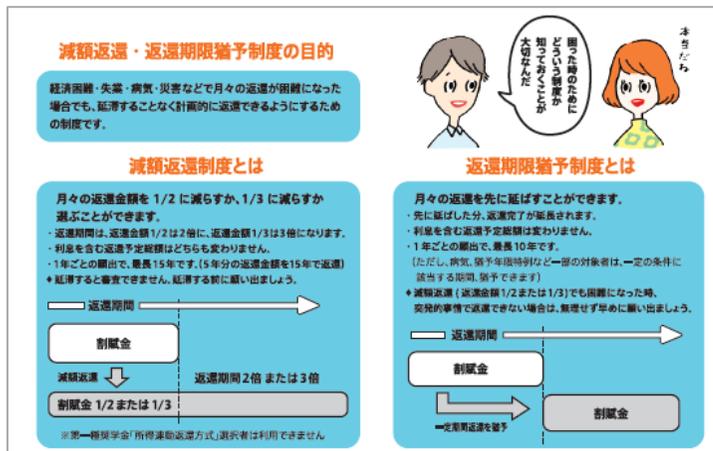
■ 返還期限猶予の承認件数

(単位：件)

区分	令和2年度	(参考)令和元年度
在学猶予	109,682	123,622
一般猶予	159,134	150,169
病氣中	10,324	10,127
災害	117	161
入学準備	157	285
生活保護	5,541	5,319
生活困窮	130,564	122,877
育児休暇等	6,075	6,237
猶予年限特例	6,356	5,163
合計	268,816	273,791

■ 自己評価 [A]

返還が困難になった場合の救済制度である減額返還・返還期限猶予制度について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた臨時対応及び特別対応を行いつつ、制度を適切に運用した。



減額返還・返還期限猶予制度について、ホームページ(「返還を始める皆さんへ(動画)」の掲載)や減額返還・返還期限猶予リーフレットを口座振替加入通知に同封のうえ送付するなどにより広く周知した。

◀減額返還・返還期限猶予リーフレットより

■ 新型コロナウイルス感染症への対応

① 減額返還制度

令和2年5月～7月において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による家計の急変等を理由として申請する者に対して、証明書類の後日提出を可能とする臨時対応を実施

② 返還期限猶予制度

- 令和2年5月～7月において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による家計の急変等を理由として申請する者に対して、証明書類の後日提出を認め、返還期限猶予審査中も奨学金の振替を停止する臨時対応を実施
- 返還期限猶予の適用が通算10年を超えている者について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による家計の急変等を理由として申請する場合に限り、令和2年度中の希望月から12か月を限度として申請を認める特別対応を実施

1-6. 給付奨学金-奨学金の的確な支給

◎令和2年度計画

- 給付奨学金については、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、(中略)適切な審査に基づき支給を行う。
- また、平成29年度から令和元年度に認定された者に対する給付奨学金については、経過措置として支給を行う。

■令和2年度から開始した新たな給付奨学金

① 在学採用の募集・選考

春と秋に募集を行い、マイナンバーを活用して適切に審査を行ったうえで、下表のとおり採用者を決定した。

② 家計急変採用の募集・選考

生計維持者の死亡や事故、病気、失職または震災等による被災など予期できない事由で家計が急変した学生を対象に、年間通じて随時募集し、採用を決定した。

<新規採用状況>

(単位：人)

	令和2年度	
	採用者数	うち家計急変
採用者数	272,179	4,335

③ 令和3年度採用候補者(予約採用)

進学を予定している高校3年生等を対象に募集を行い、97,486人を決定した。

■新型コロナウイルス感染症への対応

① 家計急変採用について、新型コロナウイルス感染症の影響によって家計が急変した場合についても申込みの対象として周知した。

② 書類提出期限等に係る弾力的な取扱い

- ・申込推薦期限に第3回を設定(通常第2回まで)
- ・進学届提出期限に第4回を設定(通常第3回まで)
- ・誓約書提出期限延長 等



平成29年度より実施している給付奨学金の状況

令和元年度までに採用した奨学生については、上級学科や4年制大学等に編入学するために継続した者(54人)を認定した。

■自己評価 [A]

新たな給付奨学金制度について、家計急変採用を含め適切な審査に基づく採用を行い、真に支援が必要な者に奨学金の支給を行った。また、平成29年度から実施している給付奨学生についても編入学者の認定などを適切に行った。

1-7. 奨学金事業に共通する事項の実施-学校との連携強化

◎令和2年度計画

- ・ 奨学生としての自覚を促すため、奨学金に対する指導を大学等と連携して進める。
- ・ 大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還回収方策の広報、周知を図る。

■ 奨学生等に対する指導における学校との連携

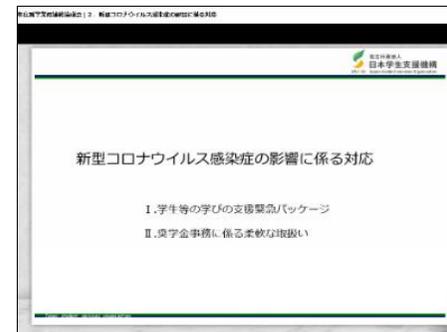
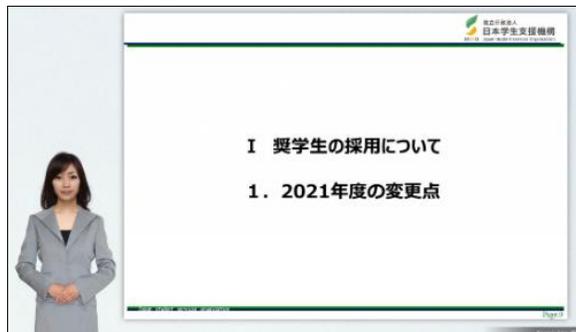
全国の高等学校等における進学説明会等へ機構が認定するスカラシップ・アドバイザーを派遣し、奨学金に関する説明や進学のための資金計画の説明を実施した。
また、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症への対応として、新たにオンライン版のガイダンスを開始した。

- ・ **令和2年度スカラシップ・アドバイザー派遣件数：271件**
- ・ **令和2年度オンライン版ガイダンス実施件数：724件**

■ 大学等が実施する奨学生に対する説明会の充実のための取組

- ① 奨学金業務研修会
大学等の奨学金事務担当者を対象として実施しているが、令和2年度においては、音声付スライド動画を奨学金事務担当者ホームページに掲載した。
- ② 奨学業務連絡協議会
奨学金事務担当者ホームページに奨学金業務に関する音声付スライド動画を掲載し、別途質問を受け付ける等必要な情報を提供した。
また、令和3年度における新型コロナウイルス感染症への対応についても説明した。

(参考) 令和元年度派遣件数：807件



■ 自己評価 [B]

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、スカラシップ・アドバイザーの派遣については、新たにオンライン版のガイダンスを実施し、研修会については、対面研修の代替措置として音声付スライド動画をホームページに掲載した。これらにより、奨学金事務担当者への情報提供及び奨学生に対する指導の充実に努めた。

1-8. 〈文部科学大臣評価〉 全体評定及び法人に対する評価概要

■ 全体評定

評定 (S、A、B、C、D)	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		B	A	—	—	—
評定に至った理由	中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。					

■ 法人に対する評価概要

法人全体の評価

以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められており、全体として中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に困窮する学生・留学生等を支援するために創設された「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』について、推薦からおおむね2週間以内の送金を行うことによって、迅速な支援を図った。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえて、緊急特別無利子貸与型奨学金を実施する等支援を拡充した。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による家計の急変等を理由として減額返還制度や返還期限猶予制度を申請する場合には書類の後日提出を可能としたほか、返還期限猶予の適用が通算10年を超えている者について、令和2年度中の希望月から12か月を限度として申請を認める特別対応を行った。
- 生計維持者の死亡、病気、失職等により家計が急変した学生を対象とした給付奨学金について、新型コロナウイルス感染症の影響による事由も支援の対象とし、ホームページや学校等を通じて周知を行いつつ、募集・選考を行い、該当者を適切に採用した。
- 奨学金支給期間を終了し、本国への帰国を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で帰国が困難となった国費外国人留学生に対して給与を支給する特例措置を延べ800ヶ月分行ったほか、新たに入国する国費外国人留学生に対しても、入国後14日間の待機・公共交通機関の不利用などの防疫措置を講じることになったことに伴い、待機のために必要となる滞在費相当分を奨学金に加算して支給する特例措置を延べ2,005件行った。
- 新型コロナウイルス感染症の影響下において、留学生数の減少により、留学生受入れ促進プログラム等に係る経費が抑制された。また、日本留学フェアをオンラインにする等、事業の実施方法を工夫することで経費の節減を図った結果、平成30年度予算に対し9.0%の効率化を達成した。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的に困窮し修学の継続が困難となっている学生等に対し支援を行うことを目的として、令和2年5月29日から令和2年7月31日に「新型コロナウイルス感染症対策に係る寄附金」の募集を行い、10.3億円を受け入れた。
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い帰国を余儀なくされた日本人留学生に対して、経済的負担を緩和するための支援を行った。
- 新型コロナウイルス感染症対策助成事業を実施し、3,450校の大学等から申請を受け付け、合計約17億円の助成を行った。

全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により多くの学生、留学生等が経済的に困窮する事態に陥ったが、様々な施策を講じて迅速な支援を行った。

1-9. 〈文部科学大臣評価〉 項目別評価の状況

中期目標	年度評価				
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置					
1. 奨学金事業	B	A			
(1) 貸与奨学金	(B)	(A重)			
(2) 給付奨学金	(B)	(A重)			
(3) 奨学金事業に共通する事項の実施	(B)	(B)			
2. 留学生支援事業	B	B			
(1) 外国人留学生に対する支援	(B)	(B)			
(2) 日本人留学生に対する支援	(B)	(B)			
3. 学生生活支援事業	B	B			
(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供	(B)	(B)			
(2) 障害のある学生等に対する支援	(B)	(B)			
(3) キャリア教育・就職支援	(B)	(B)			
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき事項					
1. 業務の効率化	B	B			
(1) 一般管理費等の削減	(B)	(B)			
(2) 人件費・給与水準の見直し	(B)	(B)			
(3) 契約の適正化	(B)	(B)			
2. 組織の効果的な機能発揮	B	B			
3. 学生支援に関する調査・分析・研究の実施	B	B			

中期目標	年度評価				
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
III. 財務内容の改善に関する事項					
1. 収入の確保等	B	B			
2. 寄附金事業の実施	B	A			
3. 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施	B	B			
4. 予算の管理及び計画的な執行	B	B			
IV. その他業務運営に関する重要事項					
1. 内部統制・ガバナンスの強化	B	B			
2. 情報セキュリティ対策の推進	B	B			
3. 広報・広聴の充実	B	B			
4. 施設及び設備に関する計画	B	B			
5. 人事に関する計画	B	B			
6. その他	B	B			

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
- ※4 評定区分はS,A,B,C,Dの5段階とする。

II. 令和2年度返還金の回収状況

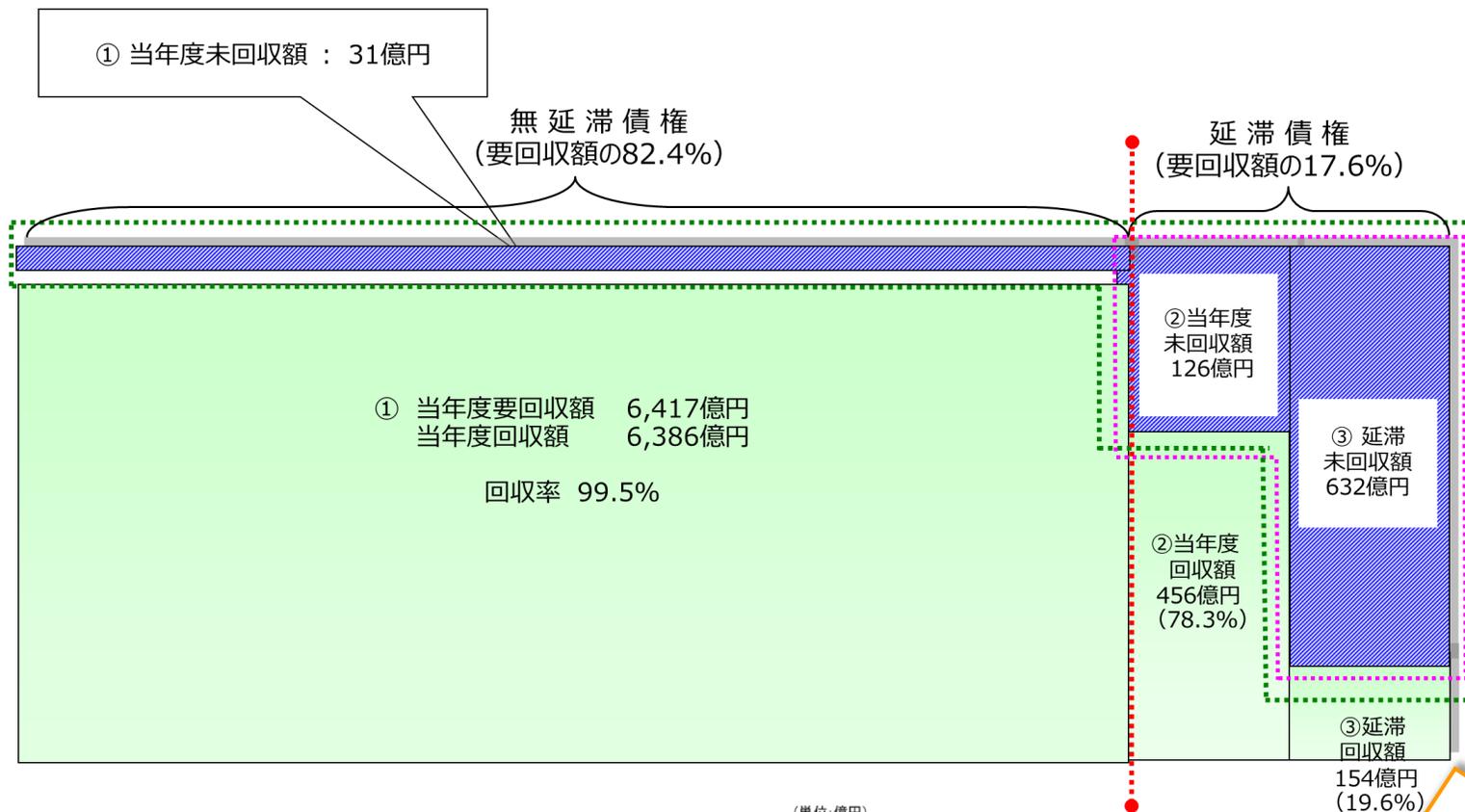
II - 1 . 返還金回収状況 (1 / 2)

(単位：億円)

区 分	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
要 回 収 額 (A)	6,613	6,965	7,292	7,581	7,785
回 収 額 (B)	5,747	6,111	6,437	6,740	6,996
回 収 率 (B/A)	86.9%	87.7%	88.3%	88.9%	89.9%
当年度分 (①+②)	96.8%	97.0%	97.0%	97.1%	97.7%
延滞分 (③)	16.7%	17.5%	17.8%	18.6%	19.6%
未回収額 (A - B) (翌年度における延滞分要回収額)	866	854	855	841	789
繰 上 返 還 額	1,818	1,789	1,801	1,689	1,863

- (注) 1. 要回収額 (A) とは、当該年度中に返還すべき額 (元金) で、返還期日到来分のみ。
 2. 要回収額 (A) 及び回収額 (B) には、繰上返還額を含まない。
 3. 繰上返還額とは、返還期日未到来の割賦金のうち、返還された額 (元金)。
 4. 四捨五入の関係で計等が一致しない場合がある。

II - 2. 返還金回収状況 (2 / 2)



**翌年度における延滞分
要回収額 789億円**

(単位: 億円)

R2	要回収額	回収額	未回収額	回収率	
当年度①	6,417	6,386	31	99.5%	
延滞分	当年度②	582	456	126	78.3%
	延滞③	786	154	632	19.6%
	計(②+③)	1,368	610	758	44.6%
計(①+②+③)	7,785	6,996	789	89.9%	
当年度計(①+②)	6,999	6,842	158	97.7%	

- (注) 1. 「無延滞債権」及び「延滞債権」は令和2年度期首における状態である。
 2. 要回収額とは、当該年度中に回収すべき額で、返還期日到来分のみ。
 3. 要回収額及び回収額には、繰上返還額を含まない。
 4. 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

II - 3. 学種別延滞債権数割合

(単位：%)

区 分	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
第 一 種 奨 学 金	6.2	5.9	5.8	5.4	4.7
高 等 専 門 学 校	6.1	5.9	6.0	5.4	4.7
短 期 大 学	8.2	7.8	7.6	7.0	6.0
大 学	6.7	6.3	6.1	5.6	4.8
大 学 院 校	3.6	3.5	3.4	3.2	2.7
(専 門 課 程)	8.1	7.8	7.7	7.3	6.3
第 二 種 奨 学 金	8.2	8.1	8.0	7.5	6.6
高 等 専 門 学 校	5.4	5.5	5.4	5.4	4.5
短 期 大 学	9.2	8.9	8.8	8.3	7.2
大 学	7.5	7.3	7.2	6.8	5.8
大 学 院 校	5.1	5.1	5.4	5.3	4.6
(専 門 課 程)	10.4	10.2	10.2	9.6	8.5
計	7.5	7.3	7.2	6.8	5.9

(注) 延滞債権数割合 = $\frac{\text{延滞債権数}}{\text{延滞債権数} + \text{無延滞債権数}}$

高等学校等奨学金については、平成17年度より都道府県に事業を移管したため、集計からは除いている。

II - 4. 延滞年数別債権数及び債権額（1 / 2）

【債権数】

（単位：千件）

区分	延滞8年以上	7～8	6～7	5～6	4～5	3～4	2～3	1～2	0～1	延滞計	無延滞	合計
第一種	30	2	2	2	2	3	3	4	58	108	1,681	1,789
第二種	16	3	3	3	3	4	5	10	152	199	2,899	3,099
合計	46	5	5	5	6	7	8	14	210	307	4,580	4,887

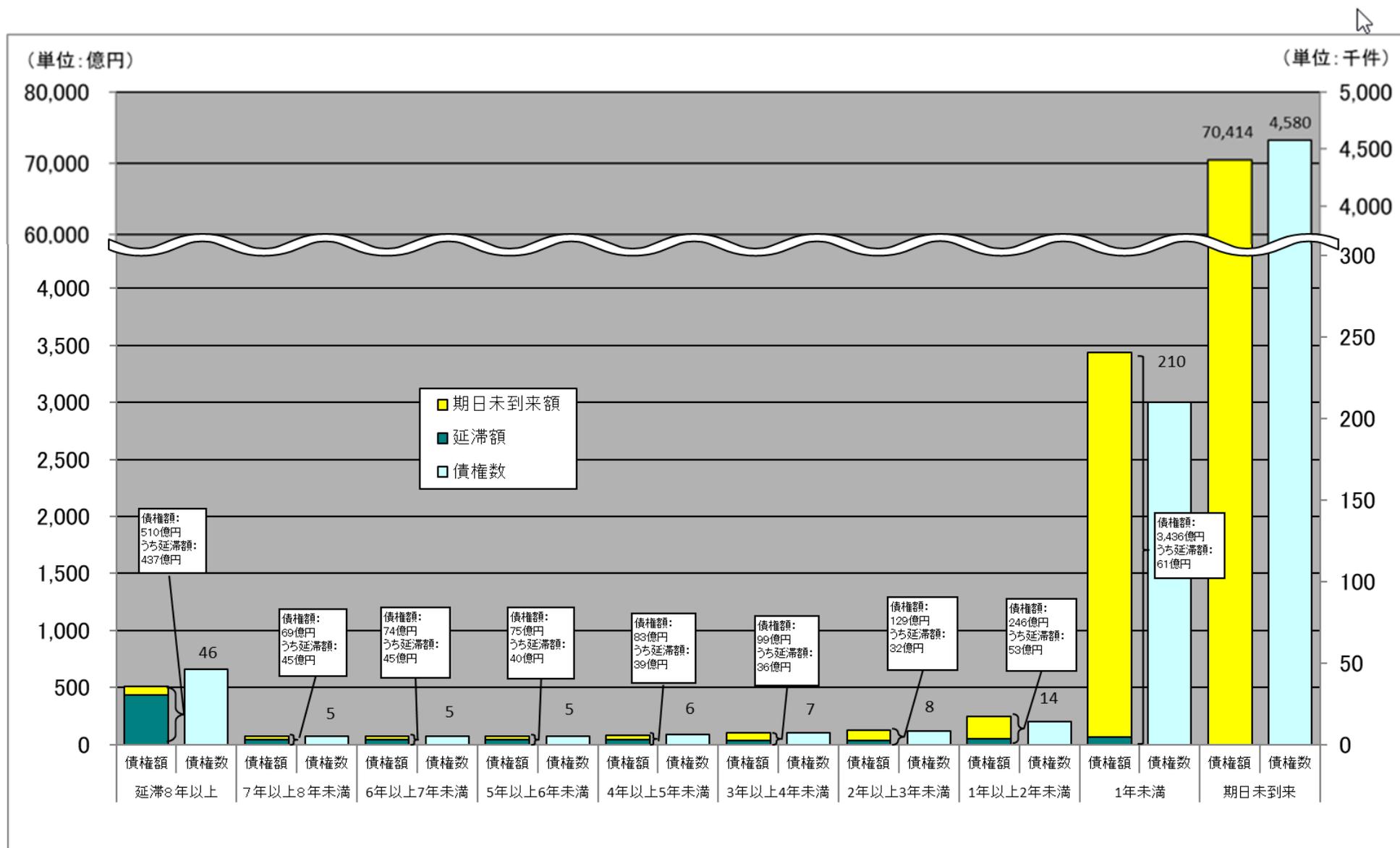
【債権額】

（単位：億円）

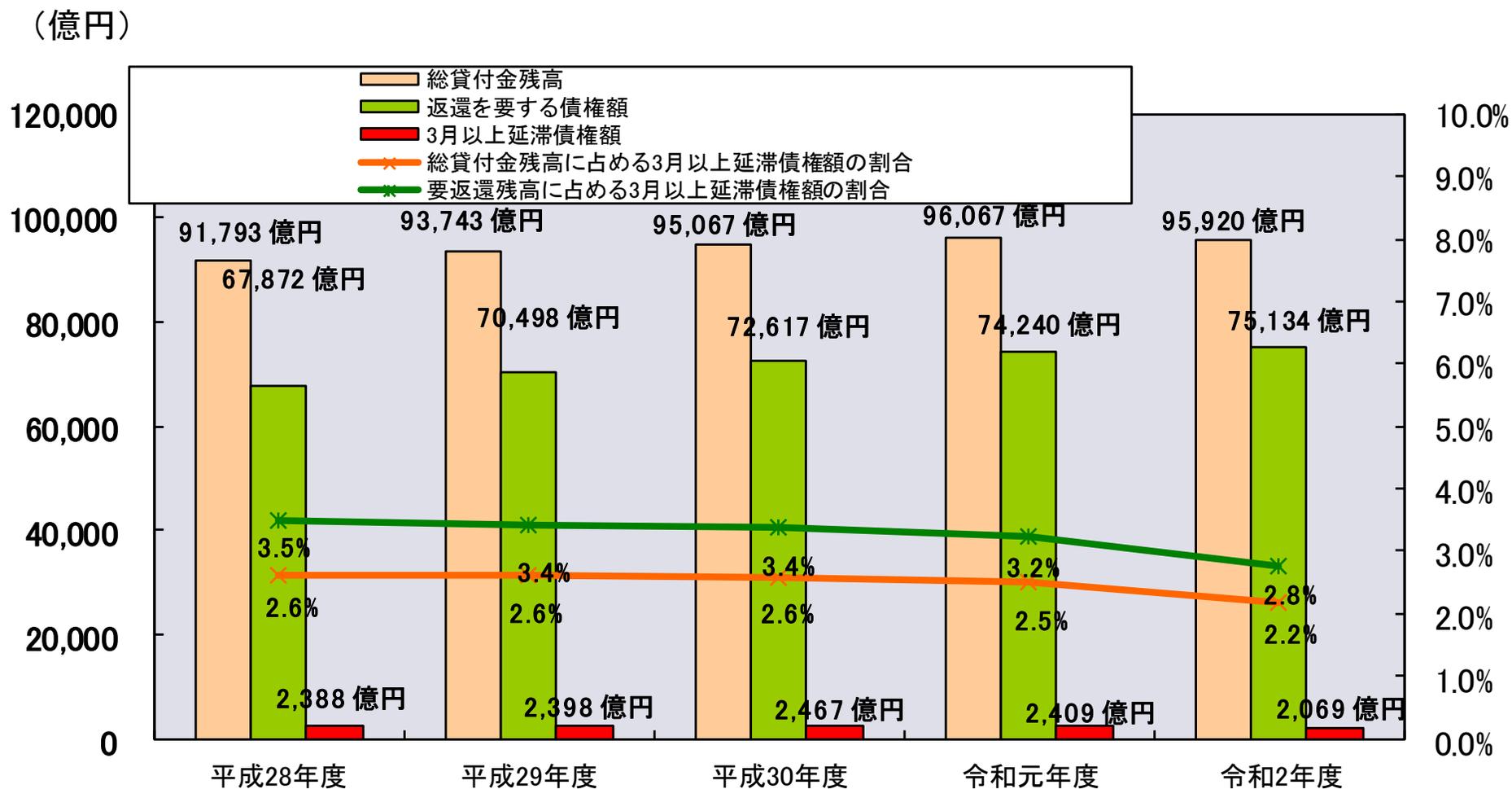
区分	延滞8年以上	7～8	6～7	5～6	4～5	3～4	2～3	1～2	0～1	延滞計	無延滞	合計	
第一種		219	19	20	18	20	23	27	46	689	1,079	20,444	21,523
	延滞額	204	14	13	11	10	9	8	10	13	292	0	292
	期日未到来額	15	5	6	7	9	14	19	36	676	787	20,444	21,231
第二種		291	50	54	57	64	76	101	200	2,748	3,641	49,970	53,611
	延滞額	233	31	31	30	29	27	24	43	48	497	0	497
	期日未到来額	58	19	23	27	35	49	77	157	2,699	3,144	49,970	53,114
合計		510	69	74	75	83	99	129	246	3,436	4,720	70,414	75,134
	延滞額	437	45	45	40	39	36	32	53	61	789	0	789
	期日未到来額	73	24	29	34	44	63	96	193	3,375	3,931	70,414	74,345

※金額はそれぞれ四捨五入しているため、各項目の計は合計と必ずしも一致しない。

II - 5. 延滞年数別債権数及び債権額 (2 / 2)



II - 6. 総貸付金残高に占める3か月以上延滞債権額



(注) 「返還を要する債権額」とは、「期末貸与金残高」から貸与継続中を控除した債権額であり、返還期日未到来分を含む。

II - 7. 減額返還者数・返還期限猶予者数

[減額返還者数]

(単位：件)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1/2返還	21,013	16,448	12,974	11,489	11,607
1/3返還	-	11,604	16,590	19,413	22,217
合計	21,013	28,052	29,564	30,902	33,824

(注) 1/3返還は、平成29年度より利用可能となった。

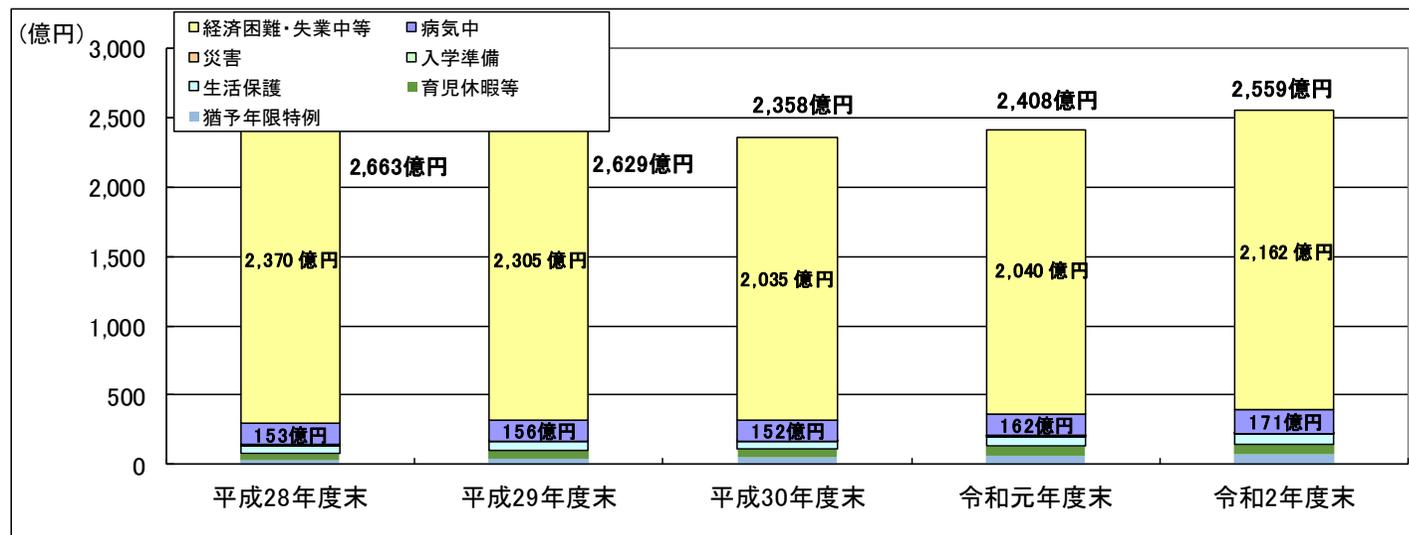
[返還期限猶予者数]

(単位：件)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
病氣中	9,229	9,557	8,980	10,127	10,324
災害	678	242	151	161	117
入学準備	422	311	260	285	157
生活保護	4,218	4,522	4,385	5,319	5,541
経済困難・失業中等	133,379	132,366	117,801	122,877	130,564
育児休暇等	4,032	5,087	5,139	6,237	6,075
猶予年限特例	2,291	3,392	4,039	5,163	6,356
合計	154,249	155,477	140,755	150,169	159,134

(注) 「猶予年限特例」は、「所得連動返還型無利子奨学金（平成24～28年度採用者）」における経済困難等事由を含む。

II - 8. 年度末返還期限猶予事由別債権額の推移



(単位：億円)

区 分	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
病 気 中	153	156	152	162	171
災 害	7	2	2	2	1
入 学 準 備	2	2	1	1	1
生 活 保 護	56	60	60	69	76
経済困難・失業中等	2,370	2,305	2,035	2,040	2,162
育児休暇等	46	60	56	69	68
猶予年限特例	29	45	52	65	80
計	2,663	2,629	2,358	2,408	2,559

(注) 1. 在学猶予、特別猶予、期限内猶予及び期限延期猶予を除く。

2. 「猶予年限特例」は、「所得連動返還型無利子奨学金（平成24～28年度採用者）」における経済困難等事由を含む。